

令和6年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

1 暴力行為

定義:「自校の児童生徒が、故意に有形力(目に見える物理的な力)を加える行為」

<小学校>

() 内は、発生学校率=発生学校数÷学校総数×100 (%)

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
文京区 (発生学校率)%	7 (15.0)	4 (15.0)	33 (20.0)	34 (40.0)	61 (35.0)
東京都 (発生学校率)%	930 (16.2)	1,249 (16.7)	1,904 (22.8)	1,964 (30.9)	2,418 (29.4)
全国 (発生学校率)%	41,056 (30.0)	48,138 (32.7)	61,455 (35.9)	70,009 (39.1)	82,997 (41.7)

<中学校>

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
文京区 (発生学校率)%	9 (40.0)	8 (50.0)	16 (40.0)	20 (40.0)	33 (70.0)
東京都 (発生学校率)%	843 (36.8)	861 (33.1)	976 (35.5)	1,343 (45.4)	1,507 (45.2)
全国 (発生学校率)%	21,293 (41.6)	24,450 (44.2)	29,699 (47.8)	33,617 (50.3)	40,039 (52.6)

「1 暴力行為」(R 6 年度)

- 小学校では、対教師暴力として、感情を抑えることができなくなったときや気に入らないことがあったときに、物を投げる、足を蹴ったりするなどを行ったケースがありました。生徒間暴力として、ちょっかいや悪口を起因として暴力に発展したケースがありました。器物破損では、ポスターを破る、草花を抜く、椅子を蹴るなどの行為がありました。
- 中学校では、対教師暴力として、暴れる生徒を止めに入った際に職員への暴力がありました。生徒間暴力として、衝動的に行った暴力や遊びの延長で暴力行為に発展するケースがありました。器物破損として、水筒を投げる、ドアを蹴る、トイレの壁を蹴って穴をあける、タブレットを故意に落とすなどがありました。

2 いじめ

定義：児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

<小学校>

上段：認知件数 下段：認知学校率(%) = 認知学校数 ÷ 学校総数 × 100 (%)

	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	全国 (R 6年度)
文京区 (認知学校率)%	58 (50.0)	70 (60.0)	88 (80.0)	149 (100.0)	245 (95.0)	610,612 (91.0)
東京都 (認知学校率)%	38,384 (90.9)	54,210 (94.3)	59,357 (96.2)	62,755 (98.3)	69,388 (98.5)	

<中学校>

	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	全国 (R 6年度)
文京区 (認知学校率)%	19 (60.0)	25 (80.0)	38 (80.0)	69 (80.0)	61 (80.0)	135,865 (86.6)
東京都 (認知学校率)%	4,090 (87.2)	5,560 (89.4)	6,841 (92.3)	6,822 (93.7)	7,815 (94.5)	

「2 いじめ」(R 6年度)

○小学校：245 件の内解消 191 件 (78.0%) [R5 年度 149 件の内解消 81 件 (54.4%)]

○中学校：61 件の内解消 46 件 (75.4%) [R5 年度 69 件の内解消 52 件 (75.4%)]

○いじめの態様：

小学校①「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」

②「仲間はずれ、集団による無視をされる。」

③「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。」

中学校①「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」

②「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。」

③「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。」

○令和 6 年度における未然防止の取組例

(小学校)

- ・日常的に「相手の気持ちを考える」「自分も友達も大事にする」「それぞれのよさに気付き、認め合う」ことを指導している。
- ・あったか言葉の木を全学年で作成し、縦割り班ごとに掲示して見合う活動を実施した。
- ・生活指導の重点として言葉づかいを取り上げ、児童が話し合って日常の言葉について考える、「ふわふわ言葉」の取組を 1 年通して行う。

(中学校)

- ・校長より、朝礼にて人権についての講話や学校だよりで周知している。
- ・自己肯定感や自尊感情を育む取組として、保護者にも協力していただき、「Thank you letter」感謝の手紙交換を行った。
- ・「ふれあい月間」や「いのちと人権を考える月間」を活用し、各学年の実態に合わせて、いじめに関する授業を位置付けている。

3 長期欠席

定義：令和7年3月31日現在の在学者のうち、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、令和6年度間に30日以上欠席した（連続したものであるか否かを問わない）児童・生徒数。なお、「児童・生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても欠席日数として含める。

<理由別長期欠席者数>

病気	本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）
経済的理由	家計が苦しく教育費が出せない、児童・生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者。
不登校	何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、病気や経済的理由による者を除く。）
その他	「病気」、「経済的理由」、「不登校」、のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者。 （具体例） ・保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者 ・外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者 ・連絡先が不明なまま長期欠席している者 ・感染症の回避（ただし、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上、「出席停止・忌引き等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないとされた者を除く。）

※令和5年度より「新型コロナウイルスの感染回避」は削除された。

<R6年度小・中学校>

（ ）はR5年度

項 目	病 気	経済的 理由	不登校	出現率 (%) ※	その他	計
小 学 校	83 (126)	0 (0)	215 (184)	1.91 (1.67)	57 (117)	355 (427)
中 学 校	19 (35)	0 (0)	230 (202)	9.39 (8.46)	9 (39)	258 (276)

※出現率＝不登校者数÷在籍者数×100（%）

「3 長期欠席」(R6年度)

○近年、本区においては、経済的理由による長期欠席はない。

4 不登校

定義：何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、病気や経済的理由による者を除く。）。

<小学校> 上段：人数 下段：出現率

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	全国（R 6 年度）
文 京 区 （出現率）%	91 (0.93)	139 (1.36)	173 (1.64)	184 (1.67)	215 (1.91)	137,704 (2.30)
東 京 都 （出現率）%	6,317 (1.06)	7,939 (1.33)	10,695 (1.78)	13,275 (2.21)	13,296 (2.22)	

<中学校>

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	全国（R 6 年度）
文 京 区 （出現率）%	125 (5.75)	135 (5.89)	183 (7.74)	202 (8.46)	230 (9.39)	216,266 (6.79)
東 京 都 （出現率）%	11,371 (4.93)	13,597 (5.76)	16,217 (6.85)	18,451 (7.80)	18,039 (7.68)	

※出現率＝不登校者数÷在籍者数R 7. 2×100（%）

「4 不登校」（R 6 年度）

○不登校児童生徒について把握した事実（複数回答可）

（小学校）

- ①「不安・抑うつが相談があった。」 (92名)
- ②「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」 (73名)
- ③「親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった」 (54名)
- ④「生活リズムの不調に関する相談があった」 (48名)
- ⑤「いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった」 (36名)

（中学校）

- ①「不安・抑うつが相談があった。」 (100名)
- ②「生活リズムの不調に関する相談があった」 (79名)
- ③「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」 (58名)
- ④「学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた」 (50名)
- ⑤「親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった」 (39名)

○令和6年度における不登校対応への主な取組例

- ・文京区内全小・中学校に区スクールカウンセラーを週2日配置し、都スクールカウンセラーと2名体制で週3日（一部の学校で週4日）勤務することで、学校における児童・生徒とその保護者の相談活動、教員へのコンサルテーション、相談活動及び心理教育の啓発を行っている。また、区スクールカウンセラーと都スクールカウンセラーが連携し、全員面接（小5・中1）を実施した。
- ・区スクールソーシャルワーカーを11名に増員し、全区立小・中学校に週1日配置した。
- ・小・中学校合計14校に校内居場所（別室）を設置し、別室で児童・生徒に多様な学びの場を提供した。設置校には校内居場所（別室）対応指導員を週5日配置し、連携を図りながら対応している。
- ・不登校児童・生徒が自分の状況に応じて「学びの場」や「居場所」を選択し、利用できる環境として、民間NPO法人との連携によるオンラインシステム「room-K」を活用した不登校支援を実施した。
- ・不登校児童・生徒の保護者を対象にした進路説明会を2回開催したほか、本区の不登校支援の仕組みや不登校に関する相談窓口を取りまとめた保護者提供用「不登校支援リーフレット」を配布するなど、保護者の支援を行った。